

れている。平成18年2月に策定された岡山市市場事業集中改革プラン（H17年度～H21年度）では、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）として「場内業者主体による施設整備の推進」が示されている。しかし、施設整備の基本方針及びその具体的施策は公表されていない。

管理者は、岡山市中央卸売市場の中期・短期の利益・資金計画を構築すべきであり、同計画の中で整合性を保った施設整備の修繕計画を至急策定すべきである。

イ 修繕引当金

(ア) 修繕引当金の引当基準

一般に、修繕引当金には、数年に一度行われる特定資産の大規模な修繕に備えて引き当てられるものと、毎事業年度の修繕費を平準化するために引き当てられるものがある。

前者においては、特定資産の大規模修繕の見込額を毎事業年度にわたり均分して引き当て、後者にあつては、過去数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該事業年度における資産の帳簿原価（取得価額）の一定割合の額と実支出額（支出残高）との差額を引き当てるのが適当とされている。

(イ) 市場事業部の修繕引当金

市場事業の平成18年3月31日現在の修繕引当金残高は、159,787千円であり（図表10）、次の3区分に分け引当計上されている。

① 修繕引当金（平成17年度末残高55,843千円）

当該引当金は、毎事業年度の修繕費を平準化するために設けており、事業年度期首における土地及び建設仮勘定を除く有形固定資産の取得価額（期首対象資産額）の1000分の7相当額から当該事業年度修繕費支出額を控除した額を、公営企業会計を適用した平成14年度から毎年引当計上している。

この結果、各事業年度の営業費用に計上される修繕費は、概ね、期首対象資産額の1000分の7相当額となっている。

なお、1000分の7については、公営企業会計適用にあたり、平成8年度

から平成13年度までの期首対象資産額に対する修繕費の割合の平均値をもって算出している。

② 大規模修繕事業引当金（平成17年度末残高35,000千円）

平成15年度に大規模修繕事業に備えて35,000千円を引当計上している。しかし、その後の事業年度においては全く引当計上されていない。市場事業部から平成15年度は執行の範囲内で当該引当金を設定したとの回答を得た。

本来、当該引当金は大規模修繕事業計画に基づき計画的に引当計上すべきであるが、大規模修繕計画が明確に策定されていないことなどにより大規模修繕事業引当金について積み増ししていないとのことであった。

管理者は、今後の10年は可能な限り施設の維持保全に力点を置いた修繕事業を実施する、また、大規模修繕計画を見直し点検して修繕事業をより有効なものにし、かつ、支出を抑える方針を立てている。

したがって、この方針の下では大規模修繕引当金については、今後策定される修繕計画（必要とされる大規模修繕を含む）の策定に基づいて合理的、計画的に引当計上すべきである。

③ 緊急修繕事業引当金（平成17年度末残高68,944千円）

当該引当金は、職員給与費削減に伴い新設された一般会計繰入金（活性化に要する経費と特別修繕費及び特別修繕引当金の繰入れを目的とした。）を財源として、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年に限り緊急性の高い修繕事業を対象に引当計上されたものである（図表19 D）。

具体的には、各年度の一般会計繰入金から特別修繕費（各年度、緊急性の高い修繕事業を選定している。）を控除した金額を、図表33に示すとおり3ヶ年間、緊急修繕事業引当金として引当計上したものである。

(図表33)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般会計繰入金	39,646	36,646	33,875
特別修繕費(税抜)	0	14,960	24,300
緊急修繕引当金繰入額	39,646	20,938	8,360

なお、平成17年度特別修繕費は次のとおりである。

i	花き卸売棟他屋根塗裝修繕	15,800千円
ii	水産冷蔵庫棟冷却塔取替修繕	8,500千円
	合 計	24,300千円

しかし、平成18年度以降は緊急修繕を対象とした一般会計繰入金は見込めないため緊急修繕事業引当金の今後の引当計上は見込まれない。

以上のことから、平成18年度以降は、③緊急修繕事業引当金を②大規模修繕事業引当金に統合すべきである。

(ウ) 市場事業部の修繕引当金の妥当性 【意見】

上記の①修繕引当金は、各年度に経常的に発生する修繕事業に備えるため、期首対象資産額の一定率を経常的な修繕費の総額と考え費用の引当計上したものであり合理性は認められる。

しかし、②大規模修繕事業引当金及び③緊急修繕事業引当金については、今後の大規模修繕計画に基づくものとは認められない。したがって、現段階では利益留保性引当金と判断され、引当金の計上は妥当性、合理性に欠ける。

以上のことから、平成18年度以降は早急に策定されるべき施設整備に係る修繕計画に基づいて大規模修繕引当金を設定管理すべきである。

ウ 修繕費に関する契約手続

- (ア) 平成17年度の修繕費（特別修繕費を含む）に関する支出の主なものは図表34のとおりである。なお、随意契約によることができる場合の額は、市場事業部契約規程第20条（随意契約によることができる場合の額）で工事又は製造の請負は130万円以下と定められている。

(図表34) 修繕費契約手続の検証

件名	業者名	工事期間	契約形態	指名業者数	随意契約の根拠	契約金額 (税込:千円)	予定価格 (千円)	落札率(%)
岡山市中央卸売市場場外駐車場他白線引修繕	A社	17.9.12～ 17.9.30	随意契約(3者見積)		167条の2第1項第1号	1,134	1,291	87.8
岡山市中央卸売市場駐車場白線引き他修繕	B社	18.2.14～ 18.3.31	指名競争入札	4		4,305	4,399	97.9
水産棟北側駐車場舗装修繕	C社	18.2.14～ 18.3.15	指名競争入札	4		2,310	2,341	98.7
岡山市中央卸売市場埋設消化配管改修修繕	D社	17.6.23～ 17.8.3	指名競争入札 (ただし、3回の入札で不調のため随意契約とする)	4	167条の2第1項第6号	1,438	1,438	100.0
岡山市中央卸売市場花き卸売棟他屋根塗装修繕	E社	17.12.8～ 18.3.31	指名競争入札	10		16,590	21,000	79.0
岡山市中央卸売市場水産冷蔵庫棟冷却塔取替修繕	F社	18.1.25～ 18.3.31	指名競争入札	5		8,925	9,870	90.4

上記の各契約について、監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

9 委託費

(1) 概要

市場事業部は、清掃等、警備、機械等保守、魚アラ保冷庫管理などの各業務を外部業者に委託している。過去3年間の委託費総額は図表35のとおりであり、年々、わずかではあるが委託費は減少している。

(図表35)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託契約金額	140,412	136,501	135,712

(2) 監査の視点

- ア 委託業務は法令等に準拠して執行されているか。
- イ 委託業務は妥当性、経済性、効率性の観点から適切か。
- ウ 委託業務の削減努力はなされているか。

(3) 監査手続

平成17年度委託費135,712千円のうち、主な取引について、委託契約方法伺い、委託設計書・仕様書、入札結果報告、指名業者数の基準、予定価格、業務委託契約書及び委託業務完了書などの閲覧・確認手続を実施する。

なお、委託契約について随意契約が締結できる金額は岡山市市場事業部事務事業委託審査委員会運営要領取扱基準で50万円未満と定められている。

(4) 監査の結果及び意見

平成17年度委託費計上額135,712千円の内、図表36に示す委託業務について監査手続を実施した。

(図表36) 委託費契約手続の検証

委託業務名	委託業者	履行期間	委託金額(税込)(千円)	契約形態	随意契約の根拠	指名業者数	必要とされる指名業者数	予定価格(千円)	落札率(%)	前年委託業者
岡山市中央卸売市場管理棟他清掃業務委託	G社	17.4.1～18.3.31	7,875	指名競争入札		11	7	10,248	76.8	(南)京屋産業
岡山市中央卸売市場排水溝清掃業務委託	H社	18.2.10～18.3.31	2,415	指名競争入札		6	4	2,415	100.0	(南)井上設備
岡山市中央卸売市場設備総合管理業務委託	I社	17.4.1～18.3.31	41,574	随意(単独見積)	167条の2第1項第2号	該当無し		42,903	96.9	過去4年同じ
岡山市中央卸売市場施設保安警備業務委託	J社	17.4.1～18.3.31	53,235	指名競争入札		10	10	53,245	100.0	過去4年同じ
岡山市中央卸売市場青果冷蔵庫EV保守管理業務委託	K社	17.4.1～18.3.31	655	指名競争入札		2	3	859	76.3	過去4年同じ
岡山市中央卸売市場冷蔵庫及びバナナ棟機械保守業務委託	K社	17.4.1～18.3.31	6,552	指名競争入札		5	5	8,578	76.4	過去4年同じ
岡山市中央卸売市場魚アラ保冷库管理業務委託	L社	17.4.1～18.3.31	7,938	随意(単独見積)	167条の2第1項第2号	該当無し		8,001	99.2	過去4年同じ

適格指名業者が2者であった。

以上の委託業務について監査手続を実施した結果、以下に監査の結果及び意見を述べる。

ア 岡山市中央卸売市場設備総合管理業務委託（平成17年度）

（委託業者：I社 委託金額：41,574千円）

市場事業部は、岡山市中央卸売市場電気・空調・給排水・防災施設等の正常な維持管理を外部委託しており、過去3年間の委託契約金額は図表37のとおりである。

(図表37)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託契約金額	41,574	41,574	41,574

(ア) 委託業務報告書（日報）の検査手続が不十分である。【意見】

委託業務報告書（日報）は提出されているが、同報告書には市場事業部による検印がなされていない。委託業務報告書の検査手続を厳格に実施すべきである。

(イ) 当該委託業務にかかる委託業者選定過程

市場事業部は指名業者（17者）の内、次に示す選定条件（優先順位1～5）

に照らし選考した結果、I社の1者が適格指名業者として選定されている。
これにより当該委託業務は随意契約により契約が行われている。

- ① 岡山市内に本店所在地がある。
- ② 職員数が概ね10名以上である。
- ③ 役務区分の機械・電気の希望順位が概ね5以下であること。
- ④ 希望順位5以下であり、技術者の資格、経歴、受託実績があること。
- ⑤ 以上の選定で残った者の内、機械・電気の希望順位が上位（1位又2位）。

しかし、このように、適格指名業者が1者となることは委託契約の透明性を欠くこととなり、また、委託費の経済性、効率性を検討する上でも硬直的な事務事業とならざるを得ない。因みに、平成18年度は委託業者選定基準を、希望順位基準を削除し、一方、ビル管理法登録業者であることなどを加えることにより、9者の指名業者の内、適格指名業者4者により指名競争入札が実施されている。

(ウ) **単独随意契約は不適切である。【指摘事項】**

本委託業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきI社と随意契約を締結し、さらに、岡山市市場事業部契約規程第22条第2項第2号（契約の性質又は、目的により契約の相手先を特定せざるを得ないとき。）に基づき単独随意契約を行っている。

随意契約せざるを得ない理由として、

- ① 岡山市中央卸売市場の電気・空調・給排水等機械設備は中央監視盤により一括制御するシステムになっている。
- ② そのため、各設備を総合的に保守・点検管理できる業者が妥当である。
- ③ 市場内設備等は老朽化に対応して、設備の内容の熟知、設備管理の熟練及びノウハウの蓄積が必要である。
- ④ 以上の条件等を考慮すれば、当市場開設以来、当委託業務を委託しているI社以外に、適切な業者はいない、

と説明報告されている。

しかし、前述のとおり平成18年度の当該委託業務は適格とされる指名業者基準を緩和することにより指名競争入札が行われており、平成17年度の当該委託

業務について随意契約せざるを得なかった理由は見当たらない。当該委託業務は専門性の高い、また、熟練度を要する業務であり、「信頼できる手慣れた」業者を選定することに一定の理解はできるが、その程度では市民の納得は得られにくい。

平成17年3月の「改革基本計画」及び「基本構想」に照らしても契約事務の透明性、公平性を維持することが求められている。

したがって、指名業者の適格基準をあまりに厳格にすることにより、指名業者の選択肢を狭めるべきではなく、同適格基準の弾力的な対応も必要である。

(エ) 委託費の削減に努めるべきである。【意見】

過去4年間、同一業者に、かつ、ほぼ同一金額による委託業務が発注されている。委託業務の内容が専門的であり継続的な業務の実施が効率的であるとも一応は考えられる。

しかし、過去4年間、同一業者、かつ、ほぼ同一金額（平成17年度は予定金額の96.9%）で委託業務が発注されており、委託業務範囲の見直しや委託金額の削減等が行われていない。この指摘に対して、市場事業部は委託範囲の削減は施設の老朽化の問題もあり困難であるが委託範囲も含めさらなる検討を行うとの回答を得た。

市場事業部は、今後は緊急に、より積極的に仕様書・設計書の徹底した見直し、岡山市が締結している同様の委託業務の積算方法なども参考にして、予定価格の積算に当たっては委託範囲の見直しを含め委託費の削減に努めるべきである。従来の継続であっては管理者の職責を果たしていないことになる。

イ 岡山市中央卸売市場施設保安警備業務委託（平成17年度）

（委託業者：J社 委託金額：53,235千円）

市場事業部は、岡山市中央卸売市場の保安警備業務を外部委託しており、過去3年間の委託契約金額は図表38のとおりである。

(図表38)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託契約金額	48,615	53,025	53,235

平成15年度と比較して平成16年度は約500万円増加している。これは、平成15年度に当該委託業務の一部削減を試みたが、委託業務の再見直しの結果、平成16年度に増額したものである。

(ア) 指名競争入札の機能を取り戻すべきである。

本委託業務については、11者による指名競争入札が行われているが、過去4年間、同一業者が落札している。しかも、平成17年度の落札率はほぼ100%であった。市場事業部から人件費1人あたりの単価は業界で決まっているとの説明を得た。

しかし、市場事業部は何も業界の基準や発想に従うのではなくゼロベースで考えて赤字を削減し市民の負担を削減すべきであり、過去4年間、指名競争入札を行った結果、同一業者がほぼ100%の落札率で落札しているという事実を直視し、本来の指名競争入札の機能を取り戻すべく、速やかに改善に取り組むべきである。

(イ) 設計価格の経費率見直し【意見】

市場事業部から、委託業務に係る設計価格を構成する経費率に基準となるべきものはなく経費は過去の算定方法に従っているとの回答を得た。今回監査対象とした委託業務の経費率は、最大値20%から最小値3.95%と幅のあるものであった。

このことは、人件費単価が概ね決まっている業務委託であっても、委託業者の経営努力による委託費総額の引き下げが可能であることを示している。

供給側の論理をそのまま採用することは民間企業であれば、ありえないことであり管理者は鋭意経費率を見直す必要がある。本委託業務の経費率は、18%であり経費率の引き下げを検討し、設計価格に反映すべきである。

(ウ) **警備員の配置人員を大幅に削減すべきである【指摘事項】**

現在、警備員は、市場1丁目に3人（夜間は4人に増員）、市場2丁目に2人の合計5人（夜間は6人）が365日配置されている。市場1丁目では、正門での立哨（りっしょう）、守衛室待機、巡回警備の3人であるが、同一時間帯に守衛室で1人が待機し控えている。

委託費の削減が求められており、必要な委託業務の範囲について次に示す事項などを参考に緊急に再検討すべきである。

- ① 情報機器を活用した警備体制を構築すべきであり、守衛室待機人員が24時間365日必要か否かを真剣に検討し、人員配置の見直し・改善が必要である。
- ② 正門での立哨は、市場関係者以外の入場を警備することが主な目的であるが、今後、市場入出場者の警備に機械警備の手法を取り入れることにより委託費削減の可能性についても検討すべきである。
- ③ 岡山市職員として守衛（守衛長1、守衛1）が2名配置されている。

市職員の守衛業務は、

- a 市場の保安警備に関すること。
- b 車両の入場規制及び駐車場整理に関すること。
- c 外来者の案内及び連絡に関すること。

などを分掌事務としており、本件委託業務と重複する部分がある。

市職員の守衛業務と外部委託している警備員による警備業務がともに必要であるのか、外部委託業務の範囲を見直しするとともに、市職員による守衛業務の必要性について廃止を目標に検討すべきである。

平成18年3月策定された新岡山行財政改革大綱（短期計画編）では、守衛業務民間委託を改革事項の一つにあげており、守衛業務ならびに警備業務の範囲の見直し、効率的業務の推進を是非とも図るべきである。

ウ **岡山市中央卸売市場冷蔵庫及びバナナ棟機械設備保守業務委託**

（平成17年度）

（委託業者：K社 委託金額：6,552千円）

市場事業部は、岡山市中央卸売市場冷蔵庫等の機械設備保守業務を外部に委

託している。過去3年間の委託契約金額は図表39のとおりである。

(図表39)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託契約金額	6,300	6,552	6,552

(ア) 緊急呼出点検の委託料は実績をもとに積算すべきである【指摘事項】

当該業務は水産及び青果冷蔵庫ならびにバナナ棟機械設備の保守を目的としており、設計書では機械等の保守業務が定期点検及び緊急呼出点検と分けられて積算されている。そのうち、緊急呼出点検業務は年間40回、1回あたりの積算単価「×××円」と算定されている。

これに対し、緊急呼出点検の平成17年度実績を市場事業部に確認したところ、緊急呼出点検の報告がなされておらず正確な実績は不明であるが、守衛室に確認したところ緊急呼出点検の実績回数は軽微なものも含めて年30回程度との回答であった。また、施設の老朽化もあり実績回数を設計書にあまり反映していないとの回答を得た。

緊急呼出点検業務は個々の実態によりサービスの内容は異なり、業務委託料の積算にあたり、ある程度、見込み計算になることは理解できる。しかし、その場合においても、過去2年間又は前年の緊急呼出点検の実績を斟酌し合理的、妥当性のある積算を行うべきである。また、緊急呼出点検業務が想定していた回数よりも少ない場合は、委託料を減額できる契約内容とすることも検討すべきである。

エ 岡山市中央卸売市場魚アラ保冷蔵庫管理業務委託（平成17年度）

(委託業者：L社 委託金額：7,938千円)

市場事業部は、岡山市中央卸売市場から発生する魚アラの集積場である魚アラ保冷蔵庫の管理業務を外部委託している。過去3年間の委託契約金額は図表40のとおりである。

(図表40)

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
委託契約金額	7,938	7,938	7,938

(ア) 魚のアラの排出と一時保管

卸売業者、仲卸業者及び売買参加者から排出される魚のアラは、魚アラ保冷庫に一時保管され、その後、水産物部関係団体（6社）がL社と契約のうえ、同者が魚のアラを搬出している。搬出費用は水産物部関係団体が負担している。

市場事業部は、魚アラ保冷庫の管理業務をL社に委託しており、2名が従事している。

(イ) 随意契約であっても複数者の見積を徴求すべきである。【意見】

過去4年間、同一業者が単独随意契約により、また、同一金額により受託している。同者が単独随意契約を行う根拠は地方自治法施行令第167条の2第2項とされていた。競争入札が適しない理由について市場事業部に確認したところ、この業務は開場以来、同者に委託しており、また、委託金額も仕事の内容が深夜からの労働にも拘わらず企業努力により割増賃金を見ていない。現状では他者では困難であり、また、委託金額の削減も限界と考えているとの回答であった。

現場視察を行い、業務が深夜にわたり専門性が高い、また厳しい作業環境であることなどは理解できる。しかし、他の市場では、処理業者の費用負担によって低温集積場を設置し、搬入時間を午前6時から午後3時に限定している例もあり、業務時間に関しても工夫の余地はある。

市場開設以来、他業者の見積を徴求することなく特定業者に委託することは、契約事務の透明性、委託金額の妥当性、経済性等に鑑み不適切である。委託費の削減が喫緊の課題であるだけに、委託内容の見直しを含め少なくとも複数者の見積を徴求の上、随意契約を結ぶべきである。

(ウ) 魚アラ保冷庫の利用者

魚のアラは、もともと、一般廃棄物としてゴミ集積場所で収集されていた経過がある。その後、食品衛生面の観点から現在の魚アラ保冷庫が設置された。

市場事業担当者から、現在、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者から排出される魚アラを一時保冷する保冷庫として利用しているとの説明を受けたが、魚アラ保冷庫の現場従事者（委託業者従業員）に確認すると（現場視察時）、卸売業者、仲卸業者、売買参加者にとどまらず、一般の買出人である小売業者（仲卸業者等から買い付ける小売業者）が小売店舗内で発生する魚のアラを魚アラ保冷庫に持ち込み廃棄処理していた。

小売業者から発生する魚のアラについては、小売業者自身が廃棄処理すべきであり市場内に魚アラを持ち込むことは不適切であり、管理者は関係業者に対して注意喚起し管理を厳正に行う必要がある。

10 手数料、負担金及び分担金

(1) 概要

市場事業部は、岡山市中央卸売市場運営協議会(以下、「運営協議会」という。)に対して手数料、負担金及び分担金を支出している。

ア 運営協議会

運営協議会は、岡山市中央卸売市場の適切かつ健全な運営を確保し、開設者と表裏一体となって市場運営の円滑な促進を図ることを目的に、昭和58年2月、市場内の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、及び開設者の内から選出された協議員による任意組織である。平成17年度の運営協議会事務局はM社が担っている。

運営協議会の事業目的は、岡山市中央卸売市場運営協議会規約第2条に次のように規定されている。

- ① 市場運営の調整に関すること。
- ② 市場内の保安に関すること。
- ③ 市場関係者の衛生に関すること。
- ④ 市場関係者の福利厚生に関すること。
- ⑤ その他必要な事項。

なお、岡山市中央卸売市場には、卸売市場法第13条、岡山市中央卸売市場業務条例第87条に基づいて、中央卸売市場開設運営協議会が設置されているが、本項の運営協議会はこれと異なる組織である。

(2) 監査の視点

市場事業部から運営協議会に対して支出される手数料、負担金及び分担金の支出目的は適切か、また、手数料等の算出根拠が妥当か。

(3) 監査手続

- ア 契約書・覚書等の確認
- イ 手数料等の算定根拠の検討
- ウ その他

(4) 監査の結果及び意見

ア 運営協議会に対するゴミ処理手数料26,954千円の支出

(ア) 運営協議会に対するゴミ処理手数料支払いの経緯

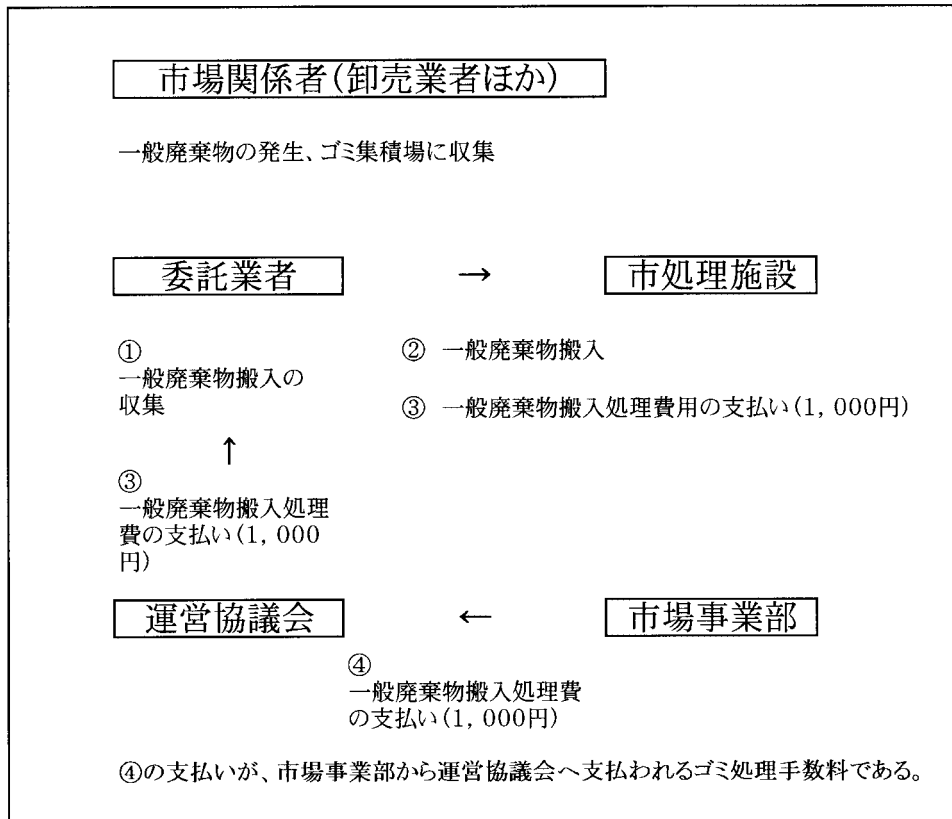
市場事業部の資料によると、運営協議会に対するゴミ処理手数料支払いの経緯は次のとおり記載されている。

- ① 市出先機関の一般廃棄物については無料で市の処理施設に搬入（処理）していたが、環境事業部の方針で平成10年度をもって無料券の交付制度が廃止され、平成11年4月より市場の一般廃棄物搬入（処理）費も有料となった。
- ② そのため、運営協議会が契約している一般廃棄物搬入（処理）委託業務の費用に、搬入（処理）費用が上乘せされることになった。不況が深刻化している昨今の経済状況を考慮すれば、場内関係業者にさらなる負担（年間3,500万円程）を求めることは市場運営上困難である。
- ③ そのため、平成11年度より当面の間、岡山市と運営協議会で市場一般廃棄物の市処理施設（処理）費用の支払いについて協議書を締結し、市処理施設搬入（処理）費用を市場開設者（岡山市）が運営協議会に支払い、運営協議会が委託業者に立て替えの搬入（処理）費を支払うこととした。

(イ) ゴミ処理手数料支払いの流れ

運営協議会に対するゴミ処理手数料支払いについて図示すると図表41のとおりである。

(図表41) ゴミ処理手数料支払関連図



なお、卸売業者他から排出される一般廃棄物を収集し市処理施設まで運搬する業務は、運営協議会が委託業者に委託しており、運営協議会が場内業者から負担金を徴収のうえ委託費を支払っている。

(ウ) 市場事業部が負担するゴミ処理手数料の推移

本来、市場関係者が自ら負担すべきである一般廃棄物搬入（処理）費を市場事業部が運営協議会を通して全額負担している。過去3年間の市場事業部が負担した一般廃棄物搬入（処理）費（ゴミ処理手数料）は図表42のとおりである。

(図表42)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ゴミ処理手数料	26,130	30,187	26,954

平成17年度の同費用は総額26,954千円（総重量では2073.39ト）である。

なお、花き市場では、一般廃棄物処理は卸売業者の負担で行っており、本

件で取り上げているゴミ処理手数料支払いは青果及び水産物市場にかかるものである。

(エ) **運営協議会に対するゴミ処理手数料支払いのあり方について至急検討すべきである。【指摘事項】**

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理施設に運搬するか、または廃棄物処理業者に委託して処理することが事業者の処理責任として法律で定められている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号））。

したがって、本来、市場関係者が排出する一般廃棄物（いわゆる事業系一般廃棄物）の搬入処理費用を市場事業部が実質的に負担することは、同費用を自ら負担している一般事業者に比して不公平である。また、花き市場では、前述のとおり一般廃棄物処理は卸売業者の負担で行っており青果及び水産市場に限り特段の配慮を行う根拠はないといえる。

次年度以降の運営協議会に対するゴミ処理手数料の支払いについては、他市場の状況調査を行うなどして、その負担のあり方について至急運営協議会と協議し検討すべきであり、市民に理解できる方向性を見出すべきである。

イ 運営協議会に対する場内清掃業務負担金（14,652千円）

(ア) **共通使用施設の清掃**

市場事業部は、運営協議会に対して、共通使用施設の清掃費に係る開設者負担額として負担金及び分担金を支出している。

共通使用施設の清掃については、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程第87条で規程されている。

第1項 「市場内における共通使用の市場施設は、関係者が共同して清掃を行わなければならない。」

第2項 「前項の関係者は、清掃に関する責任者及び費用の分担方法等を定めて、管理者に届けなければならない。」

第3項 「管理者は、必要があるときは、第1項の清掃に関して、その区画及

び費用の分担を指定することができる。」

(イ) 場内清掃業務負担金を負担する根拠

岡山市中央卸売市場の場内清掃については、運営協議会が市場開設以来、水産物部はN社に、青果部はO社に随意契約により委託している。運営協議会が支出した平成17年度場内清掃に係る委託費は53,380千円である。

運営協議会が業務委託した場内清掃の範囲は、岡山市中央卸売市場清掃業務委託仕様書によれば、市場敷地の内、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の専用部分並びに開設者の管理している部分を除く敷地部分と定められている。

なお、運営協議会が委託した場内清掃の範囲は図表43のとおりである。

(図表43)

	清掃の範囲	委託費の負担者
市場敷地全体 (フェンス内敷地)	卸売業者等の専用部分	卸売業者等
	開設者の管理部分	開設者
	上記以外の部分	運営協議会

これを受けて、運営協議会と開設者は、運営協議会が負担した場内清掃委託費の内、開設者負担額を市場内幹線通路及び共用駐車場内通路の清掃に対応する額と決定し、運営協議会に負担金及び分担金として支払っている。

開設者負担部分は、市場敷地フェンス内面積（下記する(A)）に対する市場内共有（用）面積（下記する(B)及び(C)）により求められ、以下の算式に基づいて28%と定められている。負担割合は、昭和58年5月運営協議会で以下のとおり決定され今日まで継続して適用されている。

開設者負担割合

A 市場敷地フェンス内面積	145,372㎡
B 場内主幹通路面積	27,905.86㎡
C 共用駐車場内通路合計面積 (専用屋上駐車場を除く)	12,359.25㎡

$$\text{開設者が負担する率} = (B + C) / A = 28\%$$

なお、市場事業部が負担した過去3年間の場内清掃負担金は図表44のとおり

りである。

(図表44)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
場内清掃負担金	15,000	14,652	14,652

(ウ) **開設者負担割合を再検討すべきである。【指摘事項】**

(イ)の示すとおり、開設者負担割合は市場内共有(用)部分の面積に基づいて算出されているが、本来、運営協議会が負担する清掃委託費の内、開設者が負担すべき部分は、市場敷地フェンス内面積から卸売業者等専用部分及び開設者管理部分を除いた面積を求め、その面積の内、開設者が負担すべき部分を確定の上、算定すべきである。上記算式により求められる開設者負担割合は合理性に欠ける。

仮に、便宜上、上記算式に基づいて開設者負担割合を求めるとしても、A(市場敷地フェンス内面積)に増減はないものの、B(場内主幹通路面積)は開設後に施設の増設等が認められ再計算する必要がある。また、場内清掃委託契約の仕様により清掃範囲及び清掃内容等が異なるものであり、単純に清掃費を面積按分し開設者負担額を求めることは妥当性を欠く。

市場事業部は、コスト意識をもって昭和58年に決定された開設者負担割合の妥当性について、実態に即して再検討すべきである。

(エ) **開設者が負担する場内清掃業務を個別に発注してはどうか。【意見】**

前述のとおり、運営協議会が場内清掃業務を一括して委託しているが、以下に示す観点から、開設者が負担すべき範囲を見直しのうえ再度確定し、市場事業部が直接、委託業者に発注することを実行すべきである。

- ① 委託業務の範囲(箇所)が明確となる。
- ② 委託業務の内容(設計書)が明確となる。
- ③ 市場事業部が発注する場合には、随意契約は認められず指名競争入札が行われることにより契約手続の明確化、契約金額の削減等が可能となる。

ウ 運営協議会保安委員会特別会計

運営協議会保安委員会特別会計の必要性について【意見】

運営協議会には、保安委員会特別会計(平成17年度末剰余金2,658千円)がある。

当特別会計は場内業者及び場外業者から保安協力金(入場許可料といえる金員)を徴求し、盆暮れの繁忙時に警備委託料等を特別会計から支払うものである。保安協力金は場内業者等から任意に車両1台あたりの駐車場料金を徴求したものであり、場内業者の場合は年間2,700円と決定されている。

当該保安協力金に関する申込書には、協力金徴収の目的を、「市場に入場する車両を登録し、駐車場指定区分を実施し、保安要員による交通整理を行い、市場内駐車場の整備、環境衛生の保持、盗難防止、交通安全指導等を実施し、場内保安秩序確保に努める。」と記載されている。

運営協議会が、協力金徴収の目的に示したような独自の保安活動を行う必要性があるのか、また、何故、市場事業会計に含まれないのかを質問したところ、開場以来、円滑な市場運営を図るため、開設者と運営協議会との分担を決め、協議会事務として現在に至っているとの説明であった。

過去の経緯、経過は尊重されるべきであるが、あらためて、運営協議会が独自の保安活動を行い、その収支を特別会計として管理することが必要か否か、また、市場事業部がこれまで行っている保安警備業務との重複はないのかなど、当特別会計のあり方についても速やかに運営協議会と協議を行うべきである。

11 人件費

(1) 概要

ア 人件費、職員数の推移

平成17年度における岡山市中央卸売市場の人件費総額は約214百万円であり、営業費用の約25%を占める。この人件費の平成13年度から17年度の推移は図表45のとおりである。

(図表45)

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
給料	111,715	115,571	90,323	92,918	94,707
手当等	79,849	82,658	64,481	66,339	66,154
賃金	5,403	4,204	153	0	0
報酬	10,811	10,126	21,269	20,409	21,069
法定福利費	33,996	35,837	29,994	30,153	29,665
退職給与金	0	0	0	0	2,461
合計	241,774	248,396	206,220	209,819	214,056

(平成13年度は岡山市中央卸売市場費特別会計決算書、平成14年度以降の各年度は岡山市市場事業会計決算書より作成)

また、平成13年度から17年度の職員数の推移は図表46のとおりである。

(図表46)

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
市場管理者	0	1	1	1	1
正規職員	27	26	21	21	21
嘱託職員	7	7	13	13	12
臨時職員	2	2	0	0	0
合計	36	36	35	35	34

平成14年度から地方公営企業法適用に伴い、市場事業に係る経営の健全化と効率化の推進と経営基盤の強化等を図るため、平成15年度において、正規職員の削減及び嘱託職員の新規採用等を実施している。

これは、施設管理業務に一定の専門知識(電気、建物構造等)を有している者等を嘱託職員として採用することとしたためである。

嘱託職員のうち、岡山市OBは2名である。

その結果、平成18年4月1日現在の職員配置は、図表47のとおりである。

(図表47)

(単位：人)

	岡山市役所からの 出向者	嘱託職員	合計
管理者	1	—	1
事業長 (H18年4月より)	1	—	1
総務・営業企画課	12	6	18
取引指導課	8	6	14
合計	22	12	34

平成17年4月1日現在の年代別職員数別内訳は、図表48のとおりであり、岡山市中央卸売市場の市職員の平均年齢(平成17年4月現在)42歳11ヶ月は、岡山市職員42歳3ヶ月と比較して若干高い水準にある。

70歳を超える市職員は管理者及び嘱託職員であり、平成18年4月1日には嘱託職員のみとなっている。

(図表48) 年代別職員数

(単位：人)

年代別	岡山市役所からの 出向者	嘱託職員
～29歳	1	1
30～39	8	2
40～49	9	1
50～59	3	1
60～69	0	6
70～	1	1
合計	22	12

また、平成17年4月1日現在の勤続年数別内訳は、図表49のとおりであり、市職員は概ね5年位で他の部局へ異動しているのが、現状である。

(図表49) 勤続年数別内訳

(単位：人)

年代別	岡山市役所からの 出向者	嘱託職員
1年未満	5	3
2年未満	4	2
3年未満	4	3
4年未満	3	2
5年未満	2	1
5年以上	4	1
合計	22	12

平成18年4月1日現在の職員及び嘱託職員の担当している業務の内容は図表50のとおりである。

(図表50)

課 係 別 職 員 配 置 表

平成18年4月1日現在

所属名	総務・営業企画課	
係名	職名	分掌事務
	事業長	管理者の命を受けて市場事業部の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
(営業企画)	課長	上司の命を受けて課の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	1 課長を補佐し職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、その職務を代行する。 2 予算決算に関すること。 3 関連事業者の許認可に関すること。
	課長補佐	1 課長を補佐し職員を指揮監督し、課長に事故あるときは、その職務を代行する。 2 上司の命を受けて営業企画グループの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。 3 営業企画に関すること。
	主任	1 営業企画に関すること。 2 取扱高増加策企画に関すること。 3 産地開拓に関すること。 4 地産地消に関すること。
	嘱託員	1 営業企画に関すること。 2 取扱高増加策企画に関すること。 3 産地開拓に関すること。 4 地産地消に関すること。
(総務・経理)	主任	1 上司の命を受けて総務・経理グループの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。 2 法制事務に関すること。 3 人事、給与及び労務に関すること。 4 職員の福利厚生に関すること。
	主事	1 人事、給与及び労務に関すること。 2 職員の福利厚生に関すること。 3 文書に関すること。 4 物品管理に関すること。
	主事	1 経理事務に関すること。 2 予算決算に関すること。 3 収入に関すること。 4 支出に関すること。
	主事	1 収入に関すること。 2 経理事務に関すること。 3 支出に関すること。 4 予算決算に関すること。
	嘱託員	1 自動車運転に関すること。 2 本庁及び関係先との連絡調整。
	嘱託員	1 庶務に関すること。 2 文化会館の使用に関すること。 3 物品管理に関すること。 4 職員の福利厚生に関すること。
(施設・管理)	主査	1 上司の命を受けて施設管理グループの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。 2 建設改良工事に関すること。 3 施設の維持管理に関すること。 4 契約に関すること。
	主事	1 施設の維持管理に関すること。 2 建設改良等の工事に関すること。 3 施設使用の許認可に関すること。 4 契約に関すること。
	嘱託員	1 施設の維持管理に関すること。 2 建設改良等の工事に関すること。 3 市場の環境衛生に関すること。
	嘱託員	1 施設の維持管理に関すること。 2 建設改良等の工事に関すること。 3 市場の環境衛生に関すること。
	嘱託員	1 施設の維持管理に関すること。 2 建設改良等の工事に関すること。 3 市場の環境衛生に関すること。
(守衛室)	守衛長	1 市場の保安警備に関すること。 2 車両の入場規制及び駐車場整理に関すること。 3 外来者の案内及び連絡に関すること。
	守衛	1 市場の保安警備に関すること。 2 危険物持込規則に関すること。 3 搬出入物品の監視記録に関すること。

所属名	取引指導課	
係名	職名	分掌事務
	課長	1 課内事務の統括及び課員の指揮監督に関すること。
	課長補佐	1 課内事務の統括補助及び課員の指揮監督に関すること。 2 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 3 市場取引制度の改正・調査・研究に関すること。 4 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 5 取引業務の指導・改善・監督に関すること。 6 市場関係団体の指導監督に関すること。
	主任	1 花き部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 取引業務の指導・改善・監督に関すること。 3 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 4 市場情報化システムの管理及び情報化推進に関すること。 5 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 6 グループ員の指揮監督に関すること。 7 課内の庶務に関すること。 8 市場日報・月報及び年報の作成、公表及び調査に関すること。
	主任	1 営業企画に関すること。 2 取扱高増加策企画に関すること。 3 産地開拓に関すること。 4 地産地消に関すること。
	主任	1 青果部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 取引業務の指導・改善・監督に関すること。 3 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 4 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 5 市場情報化システムの管理及び情報化推進に関すること。 6 グループ員の指揮監督に関すること。 7 市場取引制度の改正・調査・研究に関すること。
	主任	1 水産物部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 3 市場情報化システムの管理及び情報化推進に関すること。 4 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 5 市場取引の指導監督及び提出書類の審査に関すること。 6 市場日報・月報及び年報の作成、公表及び調査に関すること。
	主事	1 青果部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 3 市場情報化システムの管理及び情報化推進に関すること。 4 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 5 市場取引の指導監督及び提出書類の審査に関すること。 6 市場日報・月報及び年報の作成、公表及び調査に関すること。
	主事	1 花き部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 市場取引の指導監督及び提出書類の審査に関すること。 3 市場情報化システムの管理及び情報化推進に関すること。 4 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 5 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 6 課内の庶務に関すること。
	主事	1 水産物部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 市場取引の指導監督及び提出書類の審査に関すること。 3 基本構想に基づく実施計画の実施に関すること。 4 卸売業者、仲卸業者の経営状況の調査・指導に関すること。 5 市場日報・月報及び年報の作成、公表及び調査に関すること。
	嘱託	1 花き部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の調整・許可等に関すること。 2 市場取引業務の立会。 3 市場業務に係る帳票類の整理。
	嘱託	1 市場取引業務の立会(早出)。 2 市場業務に係る帳票類の整理。
	嘱託	1 市場取引業務の立会(早出)。 2 市場業務に係る帳票類の整理。
	嘱託	1 市場取引業務の立会(早出)。 2 市場業務に係る帳票類の整理。
	嘱託	1 市場取引業務の立会(早出)。 2 市場業務に係る帳票類の整理。
	嘱託	1 課内の庶務に関すること。 2 市場日報・月報及び年報の作成、公表及び調査に関すること。